

## 情報公開法に関する意見

私は、特定の事項の調査研究のため、個人として情報公開法を利用してきたものであり、不開示決定又は部分開示決定に対しては原則として不服申立てを行い、情報公開審査会から以下の答申を得てもいる。

- ・ H14. 02. 25 / 平成13年度 (行情) 答申 第 140号
  - ・ H14. 12. 20 / 平成14年度 (行情) 答申 第 392号
  - ・ H14. 12. 20 / 平成14年度 (行情) 答申 第 393号
  - ・ H15. 10. 20 / 平成15年度 (行情) 答申 第 353号
  - ・ H15. 10. 20 / 平成15年度 (行情) 答申 第 354号
  - ・ H15. 12. 26 / 平成15年度 (行情) 答申 第 479号
  - ・ H16. 01. 16 / 平成15年度 (行情) 答申 第 493号
  - ・ H16. 03. 12 / 平成15年度 (行情) 答申 第 682号
- 以上の経験を踏まえて、次のとおり意見を述べる。

### 1. 不服申立てを受けての行政庁による情報公開審査会への諮問に期限を設けること

開示決定等の期限については第10条及び第11条において情報公開法に明文の規定が置かれている。しかしながら、情報公開審査会への諮問については、「速やかに」「遅滞なく」などといった抽象的な規定を含めて何ら明文の規定が置かれていない。

これはいささか特殊な事例に属するかも知れないが、私の場合、次のような経験があった。2001年4月1日の情報公開法施行と同時に公安審査委員会に開示請求した件について、法11条が適用された上で、最後に開示決定等がなされたのは同年7月31日付けであった。これに対し同年8月8日付けで異議申立てを行ったところ、情報公開審査会への諮問がなされたのは、2003年3月28日付けであった。実に最後の異議申立てから1年半以上後のことである。なお、これに対する答申は2004年3月12日付けで出されている。

この件については、諮問がなかなかなされないことについて、2002年3月19日付けで不作為についての異議申立てを行ったところ、同年4月11日付けで却下の決定が出ている。決定の理由においては、「対象となっている文書は約2万3000ページに及び著しく大量であり、かつ、文書の内容も多岐にわたっていること、情報公開法に基づく同種事例の集積もないことなどから、その検証に期間を要しているところである」などと記されていた。これは一見もっともらしく聞こえるが、しかしながら、そもそも開示請求に対して法11条を適用した上で開示決定等を行っている以上、その際に不開示理由についても十分検討がなされていたはずであり、それを改めて情報公開審査会向けに文書化すればいいだけの話である。これでは、十分な検討なしにとりあえず不開示ないし部分開示にしておいて、理由については不服申立てが出てから考えればよい、開示請求者が泣き寝入りすれば儲けもの、といった運用をしているのではないかと勘ぐらざるを得ない。

よって、諮問についても開示決定等についてと同様に、原則として数値で期限を設けた上で、例外として特例の規定を設けるべきである。少なくとも、「速やかに」「遅滞なく」などといった抽象的な規定だけでも設けるべきである。

### 2. 情報公開審査会への意見書等の提出期限を撤廃すること

開示請求者は不服申立てを行った場合、情報公開審査会に対して意見書等を提出することができるが、第29条によって審査会が定めた「相当の期間」内に提出しなければならない。これまでの何件もの経験を総合すると、通知から3週間ということによって一律に運用がなさ

れているようである。

しかしながら、前述のように現行制度上、諮問庁は事実上無期限の期間が与えられているのに対し、開示請求者には十分な期間が与えられないというのは不公平である。不服申立てに係る開示決定等の段階で不開示ないし部分開示の理由が詳細に述べられていればあらかじめ準備しておくことも可能であるが、諮問に際しての理由説明書の写しの送付によってはじめて詳細な理由が明らかにされ、ひどいときにははじめて文書の特定がなされるといった状況の下ではなおさらである。

そもそも、開示請求者は迅速な開示を求めている以上、意見書等の提出を遅らせることによって「審議の引き延ばし」を図る動機などあろうはずがない。多少審議が遅れても構わないからそれでも十分言い分を聞いてほしいということであれば、それによって不利益を蒙る者などない以上、提出期限は撤廃すべきである。

とは言え、開示請求者から意見書等が提出されないからと言って何年もあるいは永遠にたな晒しになるというのも好ましいことではない。また、意見書等は開示請求者以外の第三者も提出することができるが、第三者には「審議の引き延ばし」を図る動機が確かにある。よって、情報公開審査会が一応の提出期限を定めるのはやむを得ないものの、開示請求者等から期限延長の求めがなされた場合、合理的な理由があれば柔軟に応じるとするのが妥当であろう。

### 3. 手数料・郵送料の納付に便宜を図ること

開示請求又は開示の実施に係る手数料については、法第16条第1項を受けて、法施行令第13条第3項において、原則として収入印紙で行うこととされている。私は郵便局で収入印紙を購入しているが、300円の開示請求手数料はともかくとして、20の倍数となる開示実施手数料については、たまたま100の倍数になる場合を除いて、収入印紙の確保に苦労しているところである。大きな郵便局でないと百円未満の収入印紙は置いていないからである。情報公開請求を頻繁に行う市民団体の中には二十円の収入印紙をあらかじめ大量に確保しているところもあるようであるが、たまにしか情報公開請求を行わない個人にとっては不便極まりない話である。

今年から手数料については電子納付が認められるようになり、少しは不便が解消された。しかしながら、法施行令第13条第4項の規定に基づき、写しの送付によって開示の実施を受ける場合の郵送料については別途郵便切手を郵送しなければならない。郵便切手であれば何円分であってもどこの郵便局でも入手可能ではあるが、手数料については電子納付が可能であるにもかかわらず郵送料だけ別途郵便切手を郵送しなければならないというのは、まさにお役所仕事と言うべき不合理極まりない話である。

よって、郵送料についても開示実施手数料と合算しての電子納付が認められるべきである。また、インターネットが使えない環境の人を考慮して、窓口での現金納付を全面的に認めるほか、郵送の場合は収入印紙に代えて郵便切手での手数料の納付も認めるべきである。

以上。